

## 千葉県地方港湾審議会会議結果（概要）

### 1 開催日時及び場所

日時 平成18年7月18日（金）午後3時30分～午後4時35分

場所 オークラ千葉ホテル3階「エリーゼ」（千葉市中央区中央港1丁目13-3）

### 2 委員及び特別委員の現員数並びに出席者数

#### （1）委員及び特別委員の現員数

委員：34名 特別委員：2名 合計：36名

#### （2）出席者数（代理出席を含む）

委員：24名 特別委員：2名 合計：26名

### 3 議 題

#### （1）千葉県港湾管理条例の一部改正について

## 千葉県地方港湾審議会専門部会報告（要旨）

①条例の目的に「環境の保全に配慮する」旨を追加すること

②岸壁、物揚場、野積場、荷さばき地を使用して、廃棄物処理法に違反する行為をした者その他の環境の保全上支障のある行為をした者で、規則で定めるものに対して、監督処分を行なうこと

③使用料を滞納している者で、規則で定めるものに対して、使用規制を行なうこと  
規則で定めるものは、分納の申請を行なわない者、または、分納の計画を遵守しない者とする。

④監督処分により、許可を取り消され、その取消のあった日から起算して1年を経過しない者について、使用規制を行なうこと

⑤許可の要件を満たさなくなった者について、監督処分を行なうこと

⑥その他、所要の規定整備をすること

### 4 議決事項

#### （1）千葉県港湾管理条例の一部改正について

・専門部会から報告のあった内容について若干の修正を行い、知事への答申を行うこととした。

## 5 主な質疑事項

議長：現行の港湾管理条例は、港湾で運ばれる貨物は見ないという仕組みだが、前回の議論で、そこで運ばれているものが環境の保全に支障がある場合に、それをどう認定するかについて中々難しいという議論があった。したがって、今回は環境保全に支障があるような残土が持ち込まれているかどうかという認定については、基本的に残土条例、あるいは廃棄物処理法の仕組みで認定する。認定された場合には、そこにおいて港湾施設の利用許可を取り消すという形で厳密を図った。

委員：平成16年の全国の廃土砂移入量が424万トンとあるが、一番ピークだったのはいつ頃か。また、平成17・18年についてはどのような傾向か。

事務局：県の許可事業場に持ち込まれている量のピークが平成14年頃となっており、これが港湾の割合ということになっている。この持ち込まれるピークと港湾の割合というのは必ずしも一緒ではなく、陸上規制されるに伴い、その港湾で持ち込まれる量が上がってくる。割合としては、昨年、6割が港湾から揚がっている。発生元ということになると、今のチェックする枠組みがないので、港湾としては、揚がってくるものを水際でチェックしたい。

委員：積み込む場所での規制を工夫できないか。

事務局：積み込み場所については、仕出港になるが、まず大部分が東京、神奈川から千葉県に持ち込まれている。東京、神奈川につきましては、殆ど公共埠頭を介せず専用埠頭が利用されていて、管理者間のすり合わせは何回か行っているが、仕出港の管理者も中々掴み切れないところがあるということで、昨年からは対岸の管理者ともすり合わせを行っている。

委員：県警本部に協力してもらうように、これから考えたらどうか。

事務局：県警本部については、別にすり合わせを行っている。

委員：港湾条例に関しての許可は誰が受けるのか。許可の手続をとるのは誰か。

事務局：申請者。代理店の場合もあれば、船主さんの場合もあれば、色々である。

委員：例えば船主や請負の業者からの申請の場合、実際に持ち込まれるものが産廃処理に不適合だったとしたときに、荷主が状況を把握したとしても、船主が状況を把握しているかどうかという部分についてはどの程度まで確認ができるのか。

処分を行うということに対しては、ある程度違法性というものを認識している部分が必要だと思うが、その部分についてはどういう形で確認するのか。

事務局：野積場の申請者は殆ど事業者が申請している。確認の方法については、他法令での処分等の状況を把握した後に港湾として処分に入る。